

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 23、請願第 1 号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は平成 26 年第 1 回多度津町議会定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託された「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書第 1 号について賛成の立場で討論をいたします。

「民主主義には秘密はいらない」知識人、文化人、芸能人、ジャーナリスト、司法関係者など多くの国民が訴えているように、秘密保護法は国政の重要問題で国民の目と耳、口をふさぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆す希代の悪法であります。それは日本を「海外で戦争をする国」につくりかえるために、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現を抑制することを目的としているからであります。元々、数多くの日米密約に示されているように、日本は先進国の中でも不当に秘密にされていることが特段に多い国でもあり、その国に秘密保護法を持ち込むことは日本社会を文字通りの暗黒社会へと逆行させるものであります。現在でも T P P 交渉が秘密裏に行われていることをみても分かる通り、国民には何一つ分からないではありませんか。この請願書の提出者である九条の会多度津 代表世話人である高口嘉一先生は太平洋戦争に従軍し、あの忌まわしい戦争の実体験をした数少ない教師の 1 人であり、このような「機密保護法」が強行されれば戦前、戦時中における「治安維持法」と同じようなことになり、教え子が再び戦場に行かなければならなくなるかと語っており、この「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書を多度津町の地元町議会に提出されたわけであります。改憲の動きと一体に進められている秘密保護法が基本的人権をはじめ、憲法の民主的原理を根底

から否定しようとしていることに対しても広範な諸団体、個人からの批判が集中しております。安倍政権は国会の多数で秘密保護法を強行しましたが、これに反対する世論と運動の急速な広がりには日本国民の中に平和と民主主義を求める巨大なエネルギーが存在することを示しております。したがって、民主主義破壊の悪法に反対する一点での共同を広げ、世論と運動によってこの悪法を包囲し、廃止に追い込むためにも、国会に秘密保護法の廃止法案を提出し、戦うことが緊急となっており、特に全国の各市町村でこの「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択が必要となっております。

したがって、私は総務教育常任委員会に付託された「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書第1号については賛成をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

佐々木君。

議員（佐々木 勇）

「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に反対する討論を申し上げたいと思います。

特定秘密保護法はすでに国会にて成立しており、国民主権の根本に関わる国民の知る権利が侵害されるとは思わないので現段階で廃止を求めるのは適当でないと考えるため採択には反対をいたしたいと思います。以上。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

村岡君。

議員（村岡 清邦）

私は「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で討論に参加をします。

この法律は特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、構成の検証も保障されていない。国民の知る権利や表現の自由、言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねないものであること。問題点を挙げますと、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いこと。また厳罰化により公務員が萎縮し、国民の知る権利が侵害されるおそれが強いこと。さらに秘密を取得した者や漏えいを教唆した者も処罰され、報道機関の取材活動のみならず、行政を調査、監視しようとする市民の活動も罪に問われかねないこと。有識者会議を設置しても個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限は与えられないことなど。また、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば30年を超え、永続的に情報

開示を拒むことができること。特定秘密取扱の適正評価のため、民間業者や行政機関職員などのプライバシーが著しく侵害されるなど、憲法の理念や民主主義の基盤を根底から崩し、言論統制に導く内容が多く含まれている法律であります。以上のことから、私は「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の採択に賛成いたします。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊君。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

昨年12月6日に国会で強行採決されました。その後、実施しました電話での世論調査によりますと、特定秘密保護法を今後どのようにすればよいかという問いに対しまして、このまま施行は9.4%、修正と廃止を求めるは、実に82.3%であり、多くの国民が見直しを求めています。法律に不安を感じたと答えた人も70.8%に達しております。廃案にすべきだと考えます。国民の知らないうちに一部の人たちで政治が行われること。チェック機能は不透明で、不十分であり、公益性も失われる可能性があること。国民の知る権利が失われ、密室による政治の施策が行われる危険性を強く感じます。また国民が情報公開を求めることも侵害され、処罰の対象となると、真実が国民に公開されないことにより、民主主義、国民本位、国民主権とは掛け離れています。国民の知る権利が尊重されることを望み、請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願には賛成であります。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択することに決定いたしました。